埼玉県からのお知らせです。

こんな悪質商法にご注意!!

高齢者を守る
お助け
かわらばん
その6

光回線サービスの電話勧誘トラブルにご注意!


契約先の大手通信会社を
名乗る業者から――
光回線の
ご案内をして
おります
はい
契約している
〇〇社から
だな


アナログ回線から
光回線に換えると
料金が安く
なりますよ
安くなるなら
お願いします


契約書面が送られてきて――
料金が
今より高い!
頼んでいない
オプションが
たくさん付いてる!
契約書
××株式会社
光回線新設
オプション
・・・・・
・・・・・
えっ! ××社?
契約している
〇〇社じゃない!

消費生活センターに電話――



*通信サービス契約を違約金なしで解除できる制度。ただし、手数料や解約時までの利用料等の実費は支払いが必要

注意！ 本当に大丈夫!?



1. 事業者名と勧誘目的をしっかり確認
2. 光回線に関する電話勧誘は書面での説明が原則であることに注意
3. 契約書面をすぐ確認、不安に思う点があれば消費生活センターに相談

皆さんからの相談情報が、同様の被害防止につながります。

消費者ホットライン

TEL 188（いやや！）



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

最寄りの相談窓口につながります！

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は（市外局番なし）188番にお電話ください。

彩の国 埼玉県

埼玉県県民生活部消費生活課：TEL 048-830-2935